

名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資要綱

名古屋市公害防止設備改善資金あっせん融資要綱（昭和55年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、市内で事業を営む中小企業に対し、環境保全・省エネルギー設備資金の融資を行うとともに、当該融資に係る支払利子を補助することにより、中小企業が市内で実施する公害の防止その他の環境保全対策を促進し、もって市民の快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（対象者）

第2 この要綱による融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）市内で事業を営んでいる次のア又はイに該当する者。ただし、市長が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者で、名古屋市信用保証協会（以下「協会」という。）の保証の対象である者であって、イに該当しない者（以下「中小企業者」という。）

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）

（2）名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

（融資基金）

第3 市長は、この要綱による融資制度の資金として、毎年度、予算で定める範囲内において必要な額を協会に貸し付け、協会は、当該資金を取扱金融機関に預託するものとする。

（取扱金融機関及び融資目標）

第4 この要綱に基づく融資を取り扱うことのできる取扱金融機関は、株式会社三菱UFJ

銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社あいち銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三十三銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社北陸銀行、株式会社百五銀行、愛知信用金庫、中日信用金庫、碧海信用金庫、岐阜信用金庫、西尾信用金庫、豊田信用金庫、東春信用金庫、いちい信用金庫、蒲郡信用金庫、知多信用金庫、東濃信用金庫及び信用組合愛知商銀とする。

- 2 取扱金融機関は、協会から預託を受けた資金の2倍以上の額を目標としてこの要綱による融資を行うよう努めるものとする。

(損失補償)

- 第5 この要綱に基づく融資に関し、協会が信用保証を付した場合において、そのことにより協会が損失を受けたときは、市長は、別に定めるところにより、協会に対しその一部を補償するものとする。

(資金の使途)

- 第6 この要綱により融資を受けることができる資金は、市内で実施する次の各号のいずれかに該当する事項を使途とするものとする。

(1) 公害防止対策

現に存し、又は新たに設置若しくは増設する事業場における公害の防止に必要な設備（公害に係る測定機器を含む。以下「公害防止設備」という。）の購入、設置又は改造

(2) 公害防止のための移転対策

現に公害が発生し、かつ、現在地での公害の防止が困難又は不適當である事業場を、移転先で適正な公害防止設備を設けて移転する場合（原則として住居系又は商業系の用途地域へ移転する場合を除く。）における公害防止設備の購入等、設備の移設、移転先の建屋等の購入、建設若しくは借受け又は移転先の土地の購入若しくは借受け

(3) 自動車対策

電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車の購入、最新の自動車排出ガス規制に適合するディーゼル貨物自動車等への転換又は国土交通省等が策定した規定等で指定する低騒音型建設機械等への転換、その他これらに類する対策で市長が適当

と認めるもの（以下「低公害車等の購入等」という。）

(4) オゾン層保護対策

フロン回収設備の設置、フロン漏洩防止工事の実施又は脱フロン洗浄設備の設置
その他これらに類する対策で市長が適当と認めるもの

(5) 省エネルギー等による地球温暖化対策

省エネルギーのための高効率設備、排熱利用設備、地域冷暖房設備、Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に伴う設備又は再生可能エネルギー利用設備の設置
その他これらに類する対策で市長が適当と認めるもの

(6) 産業廃棄物対策

事業活動に伴って生じた産業廃棄物を処理する設備の設置

(7) 緑化

事業の用に供する建築物、設備（新たに設置し、増設し、又は移転した場合を含む。）及び敷地の緑化その他これらに類する緑化で市長が適当と認めるもの

(8) 石綿対策

事業場の壁、柱、天井等の石綿の除去又は飛散防止対策その他これらに類する対策で市長が適当と認めるもの

(9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物判定のための調査、試料採取若しくは分析又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の抜油、収集運搬若しくは処分その他これらに類する対策で市長が適当と認めるもの（以下「P C B廃棄物対策」という。）

(10) その他の環境保全対策

事業の用に供する敷地の雨水浸透又は保水設備の設置その他これらに類する対策で市長が適当と認めるもの

（融資条件）

第7 融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額

ア 1中小企業者につき、次の(ア)から(ウ)までに定める額とする。

(ア) 第6第1号及び第4号から第10号までに掲げる事項を用途とする場合にあっては、5,000万円

(イ) 第6第2号に掲げる事項を用途とする場合にあっては、3,500万円。ただし、市内で移転する場合にあっては、7,000万円

(ウ) 第6第3号に掲げる事項を用途とする場合にあっては年度ごとに3,000万円

イ 1中小企業団体につき、6,000万円

(2) 融資利率

年1.5%。ただし、融資額が5,000万円を超える場合（融資対象者が中小企業団体である場合を除く。）にあっては、年1.7%

(3) 融資期間

7年以内。ただし、融資額が5,000万円を超える場合（融資対象者が中小企業団体である場合を除く。）にあっては、10年以内

(4) 返済方法

原則として、毎月元金均等分割返済（融資期間内のうち1年まで据置可能）

(5) 信用保証

取扱金融機関が必要と認める場合は、協会の信用保証を付するものとし、保証条件は協会の定めるところによる。

（申請書の提出及び計画の認定）

第8 この要綱による融資を受けようとする者は、環境保全対策計画書、工事見積書その他必要な資料を添付の上、環境保全対策計画認定申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請に係る環境保全対策計画が適当であると認めるときは、認定するものとする。この場合において、市長は、当該認定に必要な条件を付することができる。

（融資の申込み）

第9 第8第2項の認定を受けた者は、取扱金融機関の市内に所在する店舗に融資の申込みをするものとする。

（融資の実施等）

第10 第9の申込みを受けた取扱金融機関は、内容を審査の上、融資の可否を決定するものとする。

2 取扱金融機関は、融資の決定を受けた者が当該環境保全対策計画に係る工事（以下

「工事」という。)に着手したと市長が認めたときは、速やかに全額融資を実施するものとする。ただし、建屋等の購入、建設若しくは借受け、土地の購入若しくは借受け、低公害車等の購入等又はP C B廃棄物対策にあつては、当該契約の締結をもって工事の着手とみなす。

(借受者の義務)

第11 融資を受けた者(以下「借受者」という。)及び融資の決定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 計画の認定を受けた日又は工事の着工予定日のいずれか遅い方の日から3月以内に工事に着手すること。
- (2) 土地の購入又は借受けに係るものにあつては、当該融資を受けた日から3月以内に建屋等の建設工事に着手すること。
- (3) 工事に着手したとき及び完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。ただし、低公害車等の購入等にあつては、その納入をもって、P C B廃棄物対策にあつては、その完了をもって工事の完了とみなす。
- (4) 環境保全対策計画書及び計画の認定に付された条件を遵守するとともに工事の内容を変更しないこと。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (5) この要綱に基づき融資を受けた資金(以下「借入金」という。)を第8第2項の認定に係る事項以外の使途に供しないこと。
- (6) 環境保全設備(この要綱による融資を受け、購入、設置又は改造等を行った設備をいう。)をその目的に伴い、有効に使用し、及び管理すること。
- (7) 融資に係る市、協会及び取扱金融機関の調査に協力し、かつ、その指示に従うこと。
- (8) 借受者の住所又は氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。

(融資の取消し)

第12 市長は、借受者について、関係書類の不実記載等この要綱に違反する事項があると認めた場合又は第2第2号に該当しない者と判明した場合にあつては、関係機関と協議して融資の決定を取り消し、又はすでに行つた融資額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(歩積み、両建て預金の禁止)

第13 取扱金融機関は、この要綱による融資に関し、歩積み、両建て預金等を要求してはならない。

(融資実績の報告)

第14 取扱金融機関は、融資を実施した場合には、各月の融資実績を翌月10日までに市長に報告するものとする。

(環境保全融資庁内連絡会)

第15 この要綱による融資に関し、認定基準を定める等融資の適正な実施を図るため環境保全融資庁内連絡会を置くものとする。

2 環境保全融資庁内連絡会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

(利子補助)

第16 市長は、別に定めるところにより、借受者の借入金に係る利子について補助を行うものとする。

(委任)

第17 この要綱に定めるもののほか、環境保全・省エネルギー設備資金融資に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則 (抄)

1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則 (抄)

1 この要綱は、平成6年4月18日から実施する。

附 則 (抄)

1 この要綱は、平成6年10月12日から実施する。

附 則 (抄)

1 この要綱は、平成7年3月20日から実施する。

附 則 (抄)

1 この要綱は、平成7年4月24日から実施する。

附 則 (抄)

1 この要綱は、平成7年7月17日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成8年11月5日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成9年6月6日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成9年7月25日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成9年10月31日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月10日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成11年6月10日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成13年9月20日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年3月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成19年8月13日から実施する。

附 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月2日から実施する。

- 2 この要綱による改正後の信用保証を要する融資に係る融資利率については、施行日以降に名古屋市信用保証協会が保証承諾をしたもの、信用保証を要しない融資に係る融資利率については、施行日以降に取扱金融機関が融資決定をしたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の信用保証を要する融資に係る融資利率については、施行日以降に名古屋市信用保証協会が保証承諾をしたもの、信用保証を要しない融資に係る融資利率については、施行日以降に取扱金融機関が融資決定をしたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式 1

環境保全対策計画認定申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話 ()

環境保全・省エネルギー設備資金の融資を受けたいので、次のとおり申請します。

業 種		着手予定年月日	年 月 日
資 本 金	円	完了予定年月日	年 月 日
従 業 員 数	名	借入希望金額	円
借 入 金 融 機 関	(金融機関名) (支店名)	資 金 の 使 途 (該当に○)	公害防止 ・ 移転 ・ 自動車 ・ オゾン層 ・ 省エネ等 ・ 産廃 ・ 緑化 ・ 石綿 ・ PCB廃棄物 ・ 雨水等

(注)認定申請書は、必ず工事着手前に提出すること。

名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資要綱第2第2号の規定に該当しないときは、この融資を受けることができません。また、融資後にその旨が判明したときは、融資の決定を取り消し、又は既に行った融資額の返還を求めることがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。